建設省厚契発第25号平成7年6月30日

最終改正 令和4年12月5日 国会公契第25号

各地方建設局長等あて

建設事務次官(公印省略)

工事請負契約書の制定について

標記について、別冊のとおり制定し、平成7年10月1日以降に締結する工事請負契約について適用することとしたので、取扱いに遺憾なきを期せられたい。なお、「工事請負契約書の制定について」(昭和48年4月4日付け建設省厚発第100号)は、廃止する。ただし、平成7年9月30日までに締結した工事請負契約については、なお従前の例による。

工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3工期令和年月日から令和年月日まで
- 4 工事を施工しない日
 - 工事を施工しない時間帯

[注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

- 5 請負代金額
 - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 6 契約保証金
- 7 調停人
- 8 建設発生土の搬出先等
 - [注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。

仕様書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、現場説明書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については現場説明書に定めるとおり」と記入する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

- 9 解体工事に要する費用等
 - [注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12年法律104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1) 分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施 設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ記 入する。
- 10 住宅建設瑕疵担保責任保険
 - [注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律 第66号)第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するた め、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、 (2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設 瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名

称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付 し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1通を保有する。

 令和
 年
 月
 日

 発注者
 住
 所

 [分
 任]支出負担行為担当官(代理)
 印

 (分
 任]契
 約
 担
 当
 官(代理)
 印

 受注者
 住
 所
 所
 所
 所
 所

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成の住所及び氏名を記入する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を 発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面 により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法 (平成4年法律第51号) に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年 法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 1 1 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属 的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて、請負代金内 訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなけれ ばならない。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示 するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (契約の保証)
- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証 を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契 約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保

証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保 険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」と いう。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措 置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託 したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注 者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は 承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、こ の限りでない。
 - [注] ただし書の適用については、たとえば、受注者が第 32 条第 2 項の検査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成 11 年 1 月 28 日建設省経振発第 8 号)又は「地域建設業経営強化融資制度」(平成 20 年 10 月 17 日国総建第 197 号、国総建整第 154 号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第 13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による 部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与 し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、

発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る 工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の 理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし 書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負 代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に 使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければな らない。
 - [注] 第3項を使用しない場合は、同項及び第4項を削除する。
- (一括委任又は一括下請負の禁止)
- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項 の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法 (昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出 の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請 負人としてはならない。
 - 一 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出
 - 二 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
 - 三 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応 じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とする ことができる。
 - 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が 困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合
 - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合 イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が 困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

- ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することがで きない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後 の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、 当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合に おいて、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注 者が同号口に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当 該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の1に相当する額
 - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合に おいて、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同 号口に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未 加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発 注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したも ののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、 承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注 者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材 料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づ

く発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、 受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により 行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書 に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければ ならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - 一 現場代理人
 - 二 (A) [] 主任技術者

場合に使用する。

- (B) [] 監理技術者
- (C) 監理技術者補佐 (建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)
- 三 専門技術者(建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。) [注] (B)は、建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合に、(A)は、 それ以外の場合に使用する。 (C)は、(B)を使用する場合において、 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する
 - [] の部分には、同法第 26 条第 3 項本文の工事の場合に「専任」の字句を記入する。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、 取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される と認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこと とすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について 発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては、均衡を得た品質)を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から○日以内に応じなければならない。

[注] ○の部分には、原則として、「7」と記入する。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工 事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定され た工事材料については、当該決定を受けた日から〇日以内に工事現場外に搬出 しなければならない。

[注] ○の部分には、原則として、「7」と記入する。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合 について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会い を受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならな い。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定され た工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から〇日以内に応じなければならない。

[注] ○の部分には、原則として、「7」と記入する。

5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に〇日以内に 応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通 知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使 用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該 工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工 事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた 日から7日以内に提出しなければならない。

[注] ○の部分には、原則として、「7」と記入する。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写 真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及 び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規 格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与

品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合に おいて、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代え て他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、 数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面によ り、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は 貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更 することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなけれ ばならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等 によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならな い。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上 必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とす る日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保し なければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を

撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者 が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規 定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分 を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しない と認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるとき は、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して 検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実 を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなけ ればならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示され た自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない 特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲 げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければ ならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得

ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、 設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。 この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請 負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな ければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止 内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることが できる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者 が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持

するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若 しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (著しく短い工期の禁止)

- 第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。 (受注者の請求による工期の延長)
- 第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

- 第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期 の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額 を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者 に通知する。

「注〕 ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、 受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注 者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日 以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、 発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った 後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」 とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする ものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前 各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者と が協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合 にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて 定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又 は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知 しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することがで きる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ち に通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、 受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合 においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。 (不可抗力による損害)

- 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合
 - にはその評価額を差し引いた額とする。 二 工事材料に関する損害

 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
 - 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以 降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」

とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を 通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければ ならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた目から 14 日 以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡し を請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場 合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者

の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを 請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前において も、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことに よって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならな い。

(前金払)

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、 当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずる ことができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものと みなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。〔ただし、契約書記載の工事 着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。〕

「注】 〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中

間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第2項及び前項 [本文] の規定は、この場合について準用する。

[注] []内は、早期契約の場合に使用する。

- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請 負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払いを受けている ときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けてい る場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第 53条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払 いを請求することができる。この場合においては、第3項[本文]の規定を準 用する。

[注] []内は、早期契約の場合に使用する。

- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5 (第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その 未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間につい て、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払 いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさら に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更 後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、

保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料 [及び製造工場等にある工場製品] (第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中〇回を超えることができない。

[注] 部分払を行わない場合には、この条を削除する。 部分払の対象とすべき工場製品がないときは、[]の部分を削除する。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る 出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工 場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。
 - [注] 部分払の対象とすべき工場製品がないときは、[]の部分を削除する。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求すること ができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以

内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の請負代金相当額× (9/10-前払金額/請負代金額) [注] ○の部分には、原則として、「10」と記入する。

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 32 条第 2 項の検査の結果の通知をした日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金額)

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。) は、次のとおりとする。

 年
 度
 円

 年
 度
 円

 年
 度
 円

[注] 本条から第42条までは、この契約が国債に基づく場合に使用する。

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

 年
 度

 円

 年
 度

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及 び前項の出来高予定額を変更することができる。

(国債に係る契約の前金払の特則)

- 第41条 国債に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払 う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支 払うべき前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払いを請求する ことができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度 までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達する まで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条 第4項の規定を準用する。

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注

者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。
 - (a) 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額 +当該会計年度の部分払金額)-{請負代金相当額-(前会計年度までの 出来高予定額+出来高超過額)}×当該会計年度前払金額/当該会計年度 の出来高予定額
 - (b) 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額-前会計年度までの出来高予定額)×(当該会計年度 前払金額+当該会計年度の中間前払金額)/当該会計年度の出来高予定額 [注] (b)は、中間前払金を選択した場合に使用する。
- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

 年
 度

 年
 度

 年
 度

 回
 回

(第三者による代理受領)

- 第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、 受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記 がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用す る場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。 (前払金等の不払に対する工事中止)
- 第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者 が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持 するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若 しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (契約不適合責任)
- 第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に

対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでない ときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることがで きる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告を し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応 じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当 する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の 期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合にお いて、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても 履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを 提出したとき。

[注] 第1号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。

- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないと き。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する 見込みがないと認められるとき。
- 四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

[注] 第2号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。

- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に 表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定に 期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合にお いて、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が 前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込 みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第 50 条又は第 51 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 十一 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの 者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三

者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し くは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利 用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して いると認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、 原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する 場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注 者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めて その履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除するこ とができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約 及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を 解除することができる。
 - 一 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - 二 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、 6 月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由に よるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすること ができない。 (解除に伴う措置)

- 第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を 撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者

は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理 については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第 47 条又は第 48 条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は 債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、 請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内 に支払わなければならない。
 - 一 第 47 条又は第 48 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除 されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者 の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったと き。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に

該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に 照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、 第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請 負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額に つき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第54条の2(A) 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規 定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8 条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、 独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場 合 を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」とい う。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独 占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条 において同じ。)。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除 措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団 体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対 する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、 各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次 号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止 法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動 があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止 法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及 び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、こ の契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会 が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令に

おける課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引 分野に該当するものであるとき。

- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。 次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6 又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑 が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注 者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の 10 分の 1 に相当 する額のほか、請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の 指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占 禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に 規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であるこ とが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受 注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パ ーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を 超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求すること を妨げない。
 - [注] (A)は、政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の 適用を受ける工事以外の工事の場合に使用することとする。
- 第54条の2(B) 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規 定に 違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8条第 1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対 し、独占 禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用 する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」 という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令

が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止 法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及 び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、こ の契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会 が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令に おける課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引 分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。 次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6 又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑 が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に 規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であるこ とが明らかになったとき。
 - 三 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - 四 前項第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に〇〇地方整備局 競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓 約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、

受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額 を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求する ことを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - 第 50 条又は第 51 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債 務の履行が不能であるとき。
- 2 第 33 条第 2 項 (第 39 条において準用する場合を含む。)の規定による請負 代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延 日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発 注者 に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の 根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明 確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通

知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたとき は、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠と なる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と 認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、 当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がそ の契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成 12 年政令第 64 号)第 5 条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
 - [注] 第9項は住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規 定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若し くは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合 を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又 は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この 限りでない。

(火災保険等)

- 第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれ に代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険 に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

第58条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注 者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注 者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第59条(A) この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
- 2 発注者及び受注者は、前項の調停人があっせん又は調停を打ち切ったときは、建設業法による [] 建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
 - [注] (A)は、あらかじめ調停人を選任する場合に使用する。
 - []の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名称を記入する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う 発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑 に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要 な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。
- 5 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第1項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。
 - [注] 第4項及び第5項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。
- 第59条(B) この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定め

るものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による [] 建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- [注] (B)は、あらかじめ調停人を選任せず、建設業法による建設工事紛争 審査会により紛争の解決を図る場合に使用する。
 - [] の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名称を記入する。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の〔調停人又は〕審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

[注] [〕の部分は、第59条(B)を使用する場合には削除する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(補則)

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工事場所

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法 第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛 争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発注者 住 所

〔分 任〕支出負担行為担当官(代理)

〔分 任〕契 約 担 当 官(代理)

受注者 住 所

氏 名

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。 (発注者連絡先)

本件責任者及び担当者:

電話番号1:○○○-○○○-○○○ 電話番号2:○○○-○○○-○○○

(受注者連絡先)

本件責任者及び担当者:

電話番号1:000-000-0000 電話番号2:000-000-000

仲裁合意書について

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを 約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、 仲裁法の規定が適用される。